

## 特別寄稿

心に深く残る出来事『歴史の証言』  
全9話

日本弁理士会、日本弁理士政治連盟 元会長 古谷 史旺

## 要約

昭和23年(1948)に成立した「審決取消訴訟代理権」は、先輩弁理士の英断と、不断の努力によって誕生したものと心得ている。このことが私を突き動かす原点になっている。

その原点を第1話に入れた。第2話以降は、日本弁理士会と日本弁理士政治連盟がスクラム組んで成し遂げてきたノンフィクションである。

いま、日本弁理士会は、大変な危機を迎えている。弁理士法の一部改正案が国会に上程される運びとなっているが、種苗登録、地理的表示(GI)登録の代理人として最も活躍が期待される弁理士の存在感が沈みかかっている。それだけではない。商標権の登録を二層化した安易な仕組みを模索している動きが側聞される。

我々弁理士は、知的財産制度を通じて我が国の経済・産業の発展に寄与する使命がある。国益の観点から物事を見極め、その是非を明確にモノが言え、行動できる団体でなければならない。

## 目次

- 第1話 ～弁理士に対する「審決取消訴訟代理権」の誕生経緯について～
- 第2話 ～自民党の「知的財産制度に関する議員連盟」が創設される～
- 第3話 ～80年ぶりの弁理士法改正について～
- 第4話 ～「知的財産権」を法律用語として定着させた経緯～
- 第5話 ～「知的財産基本法」成立の経緯について～
- 第6話 ～特許庁の「独立行政法人化」の動きについて～
- 第7話 I. ～弁理士に対する「侵害訴訟代理権」について～  
II. ～司法制度改革審議会の中間報告は失望の一語に尽きる！～  
III. ～弁理士には法律的思考(Legal Mind)がない、とは言わせない！～  
IV. ～「信頼性の高い能力担保措置」は、どのように制度設計すべきか！～  
V. ～「単独侵害訴訟代理」への夢を捨てるな！～
- 第8話 ～特許裁判所(知的財産高等裁判所)の創設について～
- 第9話 弁理士の使命について  
弁理士の徽章(バッジ)について

## はじめに

私の長い弁理士制度に関わる政治活動の中で、心に深く残る出来事を述べておきたい。

強い信念と勇気と、そして岩をも砕く情熱をもって臨めば、成せば成ることの証しとして…。

令和2年12月に種苗法の一部改正案が可決された。種苗登録は農林水産省に対して行うが、これの代理権をめぐって他の士業との間で軋轢が起きている。

弁理士法は平成26年4月25日に改正され「使命条項」が創設された。この「使命条項」に規定された知的財産及び知的財産権を、第4条の業務に規定できるか否かの瀬戸際にあることをご存じであろうか。

座してチャンスを見逃すか、それとも理を尽くして獲りに行くかは、ひとえに、弁理士一人びとりの考えにかかっている、と申し上げたい。

## 第1話 昭和23年(1948年)

～弁理士に対する「審決取消訴訟代理権」の誕生経緯について～

歴史の証言で真っ先に記述すべきことである。

今から遡ること70年以上前の昭和23(1948)年に、大先輩の弁理士の活躍で、弁理士に対する「審決取消訴訟代理権」の獲得がなされた。

日本弁理士会事務局の政務室長であった長谷川広明氏が『弁理士制度100年史』の中から探し出してくれた。

私なりにアレンジして書き直そうかとも思ったが、それでは臨場感が損なわれるので、敢えて原文のまま

掲載させて頂くことにした。

【参議院で、昭和23(1948)年6月23日に開催された委員長報告において、稲垣平太郎議員は、この「第9条ノ2」の挿入についての修正案の動議について次のように報告している。

『その理由とするところは、次の二点であります。特許事件はご承知の通り、高度な技術的な問題を内容といたしておるわけでありまして、従って、技術的、専門的知識を要することは勿論であります。従来大審院におきまして、訴訟事件に関しては単に法律審のみでありまして、事実審を行なわなかったのです。その結果、弁護士が訴訟代理人となりまして、弁理士は単に補佐役たるだけの資格に過ぎなかったのです。今回、裁判諸制度の改正に伴いまして、東京高等裁判所におけるところの審理は事実審と相成りました結果、専門的知識を持っておりますところの弁理士を訴訟代理人といたし得ることが、本人の利益主張の上におきまして、また裁判所の便宜の上から申しまして必要ではないか、かような点が第一点であります。

第二点は、現行の訴訟に関しまして、現在は訴訟事件の特許事件に関しましては、特許局において二審を経過いたします。この間、弁理士が代理人となっておりますのでありますが、一度事件が出訴されて裁判所に参りますと、これは弁護士がこの事件を担当するというに相成るわけでありまして、しかるに、裁判所で審決が取り消されて、再び特許局に回されてきますと、特許局が審理審決をいたしますので、弁理士が代理するということになりまして、同一の事件が継続されておるにも拘わらず、まず弁理士、弁護士、弁理士、こういった担当者がしばしば変わるということは甚だ不都合ではないか、一貫して弁理士が事件を取り扱うことが必要ではないかというのが修正の第二点であります。

以上の二つの理由によりまして修正案が出たのでありますが、本修正案は、特許法に関しましては非常に重要な意義を持っておるものでありますし、また弁理士法にとっては根本的な改正でもありますので、委員会におきましては慎重審議をいたしましたのでありま

す。また、関係当局の意見を徴したのでありますが、多数を持って本修正案を可決したわけでありまして。』

その当時、弁理士法改正貫徹実行委員会委員長故土井健一は、「この議案が国会に上程されたとき、傍聴席にがんばり、深夜の1時16分に衆議院本会議で可決、確定した。同席の故川辺佑吉(当時、弁理士会理事長)さんと2人で大喜びしたものです。」と、語っている。】

これで完結していれば、弁理士の立場からは拍手喝采のところであったが、そうは問屋が卸さなかった。

翌年の昭和24(1949)年、弁護士会は、議員立法である弁護士法の一部改正案を国会に上程し、『弁護士は、当然、弁理士の事務を行うことが出来る』の規定を(弁護士法第3条第2項)通過させた。

すべての弁護士とは言わないが、特許法も、実用新案法も、意匠法も、商標法も、それらに関わる条約も知らない人たちが、何の根拠をもって“弁護士は、当然、弁理士の事務を行うことが出来る”と言えるのか、合理的な説明も根拠も示さないうまま成立させてしまった。大義もへちまもないゴリ押しの報復規定であり、これが法と正義を守る弁護士の本質とは思いたくないが、不快極まりない。残念ながら、その規定は今も続いている。

## 第2話 平成8年12月10日(1996年)

～自民党の「知的財産制度に関する議員連盟」が創設される～

日本弁理士政治連盟では、政権与党である自由民主党の国会議員から成る議員連盟の結成を望み、6～7年前から歴代の執行部が強く働きかけていた。

梶山静六議員と陸士時代から親交のある鈴木正次元弁理士会会長(鈴木一永弁理士はご子息)に話しを付けて頂いた。

梶山議員のご威光もあり、役員人事の構想はバタバタと決まり、平成8年(1996年)12月10日午前8時からキャピトル東急ホテルで設立総会が開催された。

その時、議員会館の梶山議員の隣の部屋が甘利明議員であり、甘利議員には東奔西走のご尽力を頂いた。甘利議員は、労働大臣その後経済産業大臣等を歴任され、現在は自民党の税制調査会会長の要職を務められている。

議員連盟の結成には、自由民主党の衆議院議員75

名と参議院議員 16 名の合計 91 名が賛同する申し込みがあった。

設立総会の当日は、所用があり出席できない議員も相当数おられたが、それでも 41 名の議員と 15 名の代理の方が出席され、盛大に挙行された。

特許庁、弁理士会もご案内を受け、特許庁からは伊佐山長官をはじめ首脳部の方々、弁理士会、日本弁理士政治連盟からは竹内弁理士会会長をはじめとする関係者 45 名が出席した。

設立総会は、発起人の一人であり、議員連盟の結成に中心的なご尽力を頂いた甘利 明労働大臣の司会で始まり、発起人を代表して与謝野 馨通産大臣が挨拶された後、役員を選任ならびに規約の承認が諮られ、初代会長に与謝野 薫通産大臣の就任が決定した。他の役員は会長一任となり、規約も承認され、議事は粛々と進行した。

次に伊佐山特許庁長官の挨拶があり、その後、竹内三郎弁理士会会長の要望を含めた挨拶、古谷史旺日本弁理士政治連盟会長の挨拶と続いた。

議員側から、牧野隆守知的財産政策小委員長が挨拶された後、保岡興治司法制度調査会会長が裁判所における知的財産部門の拡充と「司法制度審議会」立ち上げの話がされた。

伊佐山特許庁長官が改めて特許行政の現状について説明した後、意見交換となり、太田誠一総務庁長官、小野晋也衆議院議員等々の発言があった。

設立総会は午前 9 時に終了となったが、後日、公表された錚々たる顔ぶれの役員人事に接した他の士業団体から、驚きの声が上がった。

〔知的財産制度に関する議員連盟 役員人事〕

最高顧問	梶山静六
会 長	与謝野馨
会長代行	保岡興治
副 会 長	高村正彦、太田誠一、白川勝彦 谷垣禎一、久世公亮
幹 事 長	甘利 明
事務局長	佐藤剛男

### 第 3 話 平成 12 年 4 月 18 日 (2000 年)

～80 年ぶりの弁理士法改正について～

80 年ぶりとなった弁理士法の抜本的改正案は、参

議院先議で審議され、平成 12 年 3 月 30 日に参議院本会議で可決され、続いて、平成 12 年 4 月 18 日という記念すべき“発明の日”に衆議院本会議でも可決成立した。

この弁理士法改正に至る道のりは決して平坦ではなく、険しく長～いものであった。

弁理士の歴史は古く、明治 32 年に「特許代理業者登録規則」に遡ることができる。大正 10 年 (1921) に弁理士法が作られ、「特許代理業者」の名称から『弁理士』に改称されて今日に至る。

その後、弁理士会が組織されて間もなく「弁理士法改正特別委員会」が設置され、昭和 32 年 (1957) には目を見張るような素晴らしい『弁理士法改正試案』が作られたが、何故か日の目を見るには至らなかった。

その後も毎年のように諮問・答申が繰り返されたが、無為に月日を重ねるだけで、弁理士法の抜本的改正は遅滞として進まなかった。

私が弁理士試験に合格したのが昭和 42 年、そのときの合格者が 39 名。合格率は 1% 台。弁理士会の会員数も 2000 名に届いていなかった。

私は昭和 45 年に弁理士登録したが、そのときの業界恩師が故谷山輝雄弁理士。この方は、故福田赳夫元総理をはじめ、蒼々たる政治家と繋がりがあり、ときの特許庁長官が代わる度に、谷山事務所に挨拶に来られていたことを思い出す。

弁理士の別の面の生き様を学ばせて頂いた。私が政治の世界にのめり込んでいったのはその影響が大きかったかも知れない。

平成 8 年 (1996) 7 月、特許庁長官は荒井寿光氏、弁理士会会長は稲木次之氏、弁理士政治連盟会長は私であった。

私は稲木次之氏にお願いし、二人して荒井寿光特許庁長官に面会を求め、弁理士法の抜本的改正に目処を付けるよう求めた。大正 10 年に作られた弁理士法は昭和 35 年に一部改正はあったものの、未だにカタカナ書きで、しかも毎年のように改正されてきた特許法に較べ、弁理士の仕事との乖離が甚だしく、業務の実態と社会の要請に合わないことを切々と訴えた。このときの稲木氏の迫り方は必死さがひしひしと伝わってくる素晴らしいものであった。

荒井長官は心を動かされ、その場で総務部長を中心

とする弁理士法改正の検討会をスタートさせる約束をしてくれた。

荒井・稲木会談がなければ、80年ぶりとなる弁理士法の抜本的改正は為し得なかったと、今でも思う。

#### 第4話 平成12年11月(2000年)

～「知的財産権」を法律用語として定着させた経緯～

昭和40年頃、私は法学部3年の学生であった。マンモス大学を卒業しても真面な就職は望めない。何か資格を取らなければと漠然と考える日々が続いた。

そんな矢先、大学の正門前に立てかけられた大きな看板が目に入った。桜の花びらが舞う暖かな昼下りのことだった。

特別研究室弁理士科の研究生募集の看板で、試験科目は、憲法、刑法、民法の3科目、定員は5名、各科目の論文と面接があると書かれていた。

今から思えば不謹慎極まりないが、弁理士の仕事は何たるかを調べもしないで受験した。ただ、憲法、刑法、民法の総論は、ほぼ完璧にマスターしていたから自信はあった。面接官も勉強の仕方だけを質問したぐらだから、合格を確信した。

特別研究室弁理士科の研究室は、実に恵まれた環境が用意されており、40名ぐらいが入る広さの中に、三方が衝立で仕切られた専用の勉強机が並び、ピーンと張り詰めた空気の中で、ひたすら受験勉強できる環境であった。研究室へは、研究生であれば出入り自由で、しかも様々な特典が与えられた。

当時、私が用いた弁理士試験用の基本書は、特許庁編の「工業所有権法逐条解説」(グリーンの表紙カバー…青本)と豊崎光衛著作で有斐閣発行の「工業所有権法」(エンジの表紙カバー…赤本)と「工業所有権の保護に関するパリ条約」であり、不足は判例などの要旨をベタベタ貼り付けて勉強したことが思い出される。「青本」と「赤本」は、長い間我々のバイブルとして君臨した。

「工業所有権」という言葉は、もともとは英語の industrial property の訳語であり、1883年に成立した「工業所有権の保護に関するパリ条約」において「工業所有権」の訳語が充てられたことなどから、一般に普及したと言われている。しかし、適切な訳語ではないとの指摘は古くからあった。

「工業所有権」は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の総称であるが、弁理士の業務と照らしても、著作権、種苗法に基づく権利、回路配置権、不正競争行為の防止に基づく権利などがカバーできていない。

最も適切な言葉として巷で使われていたのが「知的財産権」であったことから、特許庁に対し、弁理士法を改正して「工業所有権」から「知的財産権」に変更するよう強く求めた。しかし、「知的財産権」は法律用語として定着していない、の一点張りでラチが明かなかった。確かに、その当時は、どの法律にも「知的財産権」は使用されていなかった。

そこで、私どもは、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(IT基本法)を国会に上程し、成立を図っていた自由民主党の古屋圭司衆議院議員を含め、多くの国会議員の賛同を得るべく、自民党本部、国会等に押しかけ、「知的財産権」の法律用語化を強く働きかけた。

その甲斐もあって、当時の委員長であられた古屋圭司衆議院議員は理解を示してくださり、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(IT基本法)第19条に、「知的財産権」の言葉を入れて頂くことに成功した。それは、平成12(2000)年11月のことである。

※

『(電子商取引等の促進)

第19条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、規制の見直し、新たな準則の整備、知的財産権の適正な保護及び利用、消費者の保護その他の電子商取引等の促進を図るために必要な措置を講じられなければならない。』

#### 第5話 平成14年12月4日(2002年)

～「知的財産基本法」成立の経緯について～

第4話において、「知的財産権」を法律用語として定着させるため、自由民主党の古屋圭司衆議院議員に働き掛け、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(IT基本法)の第19条に「知的財産権」の言葉を入れて頂いたことを申し上げた。2000年11月のことである。

このことを契機に、「知的財産権」に対する意識が一気に高まり、小泉純一郎氏が総理大臣となった国会

の所信表明演説で、『知財立国』が宣言される運びとなった。

これには裏話がある。当時の日本は、デフレ経済から脱却できず、そのため、内閣は2年も持たずにコロコロ代わった。私が知る限りでも、わずか10年の間に海部俊樹、宮沢喜一、細川護熙、羽田孜、村山富市、橋本龍太郎、小渕恵三、森喜朗（以上、敬称略）に至る8人の総理大臣が誕生しては消えた。

世界からは「失われた日本の10年…20年」と揶揄され、どうしようもない状況であった。

私どもは、自由民主党「司法制度調査会」会長の保岡興治衆議院議員と「知的財産に関する議員連盟」会長の甘利明衆議院議員に対し、資源の少ない日本は、技術開発による知財立国を目指すべきであることを強く訴え、小泉首相の所信表明演説の中に入れて頂くよう進言し実現した。

小泉総理は、自らを本部長とする「知的財産戦略会議」を直ちに立ち上げ、日本の知的財産制度の抜本的改革に乗り出した。

さて、本題に話を戻すことにしよう。

私どもが次に目指したのは、「知的財産基本法」の成立であった。国には「憲法」があり、国のあるべき姿、国の目指すべき方向が示されている。

弁理士は、特許法、実用新案法、意匠法、商標法だけでなく、不正競争防止法、著作権法、農産種苗法、回路配置法等の知的財産全般に亘る相談を受けることが少なくない。

そのため、特許庁その他の関係機関に対し弁理士の業務を広げる運動を展開した。しかし、一歩前進二歩後退。運動は遅々として進まなかった。

弁理士法で規定する業務内容と、相談を受ける業務実態との乖離が甚だしく、制度を利用する国民の側からみても、不便・不自然なことであったし、国益の観点からも良い訳がない。

私どもは、弁理士法の更なる改正を目指すには、「知的財産基本法」を成立させることが先決と考え、自由民主党「知的財産に関する議員連盟」会長の甘利明衆議院議員に相談に行った。

甘利議員は、“最近では基本法流行りで、教育基本法、災害対策基本法、中小企業対策基本法、観光基本法、原子力基本法、農業基本法、林業基本法、消費者保護基本法、交通安全対策基本法、土地基本法、環境基本法及び障害者基本法の12を数える。だから、もう要らないだろう。”と連れ戻す返事が帰って来るばかりだった。私は必死だった。甘利議員事務所まで足を運び続けた。

産業財産権は特許庁、不正競争防止法は経産省、著作権法は文科省、農産種苗法は農水省、回路配置法は経産省、更には輸出入の差し止めは財務省と、管轄がバラバラで統一されていない。

国の基本法に「憲法」があるように、バラバラに管轄されている知的財産を束ねる憲法に相当する「知的財産基本法」が必要であることの訴えを粘り強く運動した結果、甘利議員も重い腰を上げて協力して下さり、2002年12月4日に与野党の全会一致で成立させることが出来た。

### 『知的財産基本法』（平成14年法律第122号）

#### （目的）

第1条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、知的財産戦略本部を設置することにより知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的且つ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの、（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上

又は営業上の情報をいう。

2 この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産権に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

知的財産基本法は、全33条から成るが、定義で明らかのように、発明のみならず発見までもが捉えられており、米国合衆国憲法に匹敵する重みがある。蓋し、米国合衆国憲法は、世界に先駆けて「発明」のみならず「発見」をも保護すべきことが謳われているからである。

この画期的な第2条の規定が、私どもの活動に弾みを付けたことは間違いない。

## 第6話 平成9年10月(1997年)

～特許庁の「独立行政法人化」の動きについて～

第5話では、「知的財産基本法」(平成14年法律第122号)成立の経緯について述べたが、その5年前である平成9年10月に急浮上した特許庁の「独立行政法人化」(エイジェンシー)の問題を語っておかなければならない。

この発端は、自由民主党の司法制度調査会(会長・保岡興治衆議院議員)の会議の席上で、岐阜選出の武藤嘉文衆議院議員(元通産大臣)が英国へ視察に行った際、英国の特許庁が「独立行政法人化」(エイジェンシー)され、万事が上手く動いていることを耳にされ、その話しを披露したことから始まる。

当時、橋本龍太郎内閣が推し進める行財政改革の真っ最中にあり、政府が殊の外興味を示し、前向きに検討する指示を出したことから、上を下への大騒ぎとなった。

日本弁理士会は、通産大臣の監督下にあるが、実体は特許庁に監督されている。この特許庁が独立行政法人化(エイジェンシー)された場合、日本弁理士会の将来はどうなるのか…。明るい見通しは何一つ浮かんで来なかった。

日本弁理士政治連盟の会長であった私は、この問題に対処するため、弁政連の会長経験者にお集まり頂き対応を協議した。正直申し上げて、私の頭の中には、

断固反対の運動を展開することしかなかったが、弁政連の会長経験者は、単に反対するだけでは能が無い、むしろ『特許庁を独立行政法人化させるのではなく、特許庁、文化庁、科技庁、農林省、大蔵省、その他に所管が分かれている知的財産に関する行政を、特許庁に集約させた「知的財産権省」を創設させて国体の強化を図るべき!』旨を謳い上げた対案で、反対すべきことを求めた。さすが知恵者揃いで、頭が下がる思いであった。

その対案を携えて、私は、荒井寿光特許庁長官に面会を求め、我々の活動方針を伝えた。

次に、当時の通産省・村田成二官房長(のちに「事務次官」に上り詰めた)に面会を求め、通産省の本心を確かめたかった。肝腎の通産省に足を掬われるのを怖れてのことであった。

村田成二官房長は剛毅な方で、開口一番、“通産省は、特許庁の独立行政法人化に反対である、お約束する。”との強い意向を示された。

そこで、日本弁理士政治連盟は、正副会長と各委員会の委員長が一丸となって、衆議院・参議院の200名を超える国会議員に対し直接面会を求め、私どもの考えを訴えて歩いた。

印象的だったのは、宮沢喜一元総理大臣に面会した時であった。宮沢喜一元総理は“特許庁には審判機能がある。この機能は地方裁判所と同じで、独立行政法人(エイジェンシー)には馴染まない”と切って捨てたことだ。この一言が私どもに勇気を与えた。行く先々で宮沢喜一元総理の言葉を使わせて頂いた。

大袈裟ではなく、私どもは命がけであった。議員会館を行ったり来たりで疲労困憊の中、首相官邸の前を通りかかった時、仲間の三澤正義弁理士に、半ば冗談で“若し、我々の運動が実らなかつたら、荒井寿光特許庁長官、村田成二官房長に合わせる顔がない、ここで腹を搔き切って自害する。介錯を頼むよ。”と言ったところ、その三澤正義弁理士は、“古谷会長、不肖三澤が見事介錯するので任せてくれ!”と平然と言ったのけたことだ。居合わせた仲間と大笑いしたことが昨日のように思い出される。

必死に訴えて歩いた結果、宮沢元総理をはじめとす

多くの国会議員の賛同を得て、特許庁の独立行政法人化（エイジェンシー）は阻止された。

当時の荒井寿光特許庁長官は、私たち日本弁理士政治連盟の幹部を長官室に招いて慰労してくれた。今となれば、懐かしい思い出だ。

## 第7話 平成14年4月11日（2002年）

### I. ～弁理士に対する「侵害訴訟代理権」について～

約80年の時を経て、漸く上程された弁理士法の抜本的改正案は、参議院先議で平成12年3月30日に本会議で可決された。次いで、平成12年4月18日という記念すべき発明の日に衆議院本会議で可決成立した。

参議院本会議に先立ち開催された経済・産業委員会では、付帯決議が全会一致で出されたが、その第3項において『特許に係る裁判および弁理士の侵害訴訟代理に関する制度については、司法制度改革審議会による検討も踏まえつつ紛争の迅速かつ実行ある救済が図られるよう柔軟に対応すること。』が指摘された。

また、衆議院の商工委員会でも付帯決議が出され、その第6項において『司法制度改革審議会の動向等を参酌しつつ、引き続き弁理士への知的財産権侵害訴訟代理権の付与を含む知的財産権訴訟のあり方等について広範な論議を進めること。』が指摘された。

さらに、平成12年5月9日付で公表された経済活動と司法制度に関する企業法制研究会（通商産業省産業政策局所轄）の報告書では、21世紀を目前にして、我が国の経済環境はボーダレス化、グローバル化によって、大きく急速に変化しつつあり、企業は国際競争に直面しているが、現在の司法制度では、こうした経済活動の変化に対応することができなくなっていることから、主として経済活動を支える面から司法制度の改革提言がまとめられた。

殊に《隣接法律専門職種へのリーガルサービスの量の充実》に関する記述では、『弁護士の法律業務独占に関しては、弁理士、税理士、司法書士などの隣接法律専門職種については、利用者の視点から、その専門分野に関わる法律業務について、より幅広いリーガルサービスの提供が可能となるよう、規制緩和を推進し、リーガルサービスに多様な担い手の参入が認められるよう検討すべき』ことが指摘された。

今から遡ること44年前の昭和49年7月に、日本弁理士会の臨時総会における幹旋決議で「日本弁理士政治連盟」を誕生させ、様々な政治活動がスタートした。

私どもの政治スタンスは、業界エゴを排し、知的財産制度を利用する国民の側に立った主張、つまり、国益の観点に徹することであった。

平成10年2月には、自民党司法制度特別調査会の保岡興治会長に対し、特許裁判の迅速化を促す「特許裁判所」構想と、各省庁にバラバラに分掌されていた「知的財産政策」を束ねる「知的財産権省」構想を陳情し、併せて、制度を利用する者の経済的負担の軽減と制度自体の効率性と利便性を考えた「弁護士の業務独占の見直し」に関する意見書を提出した。

そして、平成10年12月には、自民党の衆・参議院議員120名の賛同を得て『知的財産制度に関する議員連盟』を創設し、当時の省庁名および役職名を取って用いれば、会長に与謝野馨通産大臣、会長代理に保岡興治衆議院議員（自民党司法制度特別調査会会長）、幹事長に甘利明労働大臣、最高顧問に自民党の元幹事長梶山静六衆議院議員が就任するという錚々たる布陣であった。

また、平成11年2月には、民主党の商工部会長、大島章宏衆議院議員に対し『知的財産問題を検討する小委員会』を設立するよう要請し、これが実現し、公明党にも『知的財産制度に関する議員懇話会』が設立され、現在は齊藤鉄夫衆議院議員が会長を務めている。

### II. ～司法制度改革審議会の中間報告は失望の一語に尽きる！～

弁理士に対する「侵害訴訟代理権」の付与は、反対勢力の抵抗に遭い、残念ながら順風満帆という訳にはいかなかった。

平成12年11月20日付で公表された司法制度改革審議会の「中間報告」を読む限り、我が国の産業経済の復興を願い、国家戦略としての“知的財産制度の強化”に深い関心と期待を寄せる、弁理士の立場から言わせれば、失望の一語に尽きた。

司法制度改革審議会は、司法制度の利用者である国民の視点に立って、「21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法

曹の在り方と機能の充実強化、その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し、必要な基本政策について調査審議する（司法制度改革審議会設置法第2条第1項）ことを目的に平成11年7月に設置された。

今般の司法制度改革の基本理念と方向に関し、司法制度改革審議会は“自由で公正な社会と個性の実現”を掲げ、(1)「公共性の空間」の再構築と司法の役割、(2)国民の社会生活上の医師としての役割、とを司法に期待される役割とし、「国民が支える司法」の実現を目指すことを謳っている。そして、(1)人的基盤の拡充、(2)制度的基盤の整備、(3)国民的基盤の確立、を改革の三つの柱と位置付けている。

私は、そのこと自体に異論を挟む気持ちは更々ないが、「中間報告」の前に公表された「論点整理」の中で、「法の担い手として、法曹だけでなく、隣接法律専門職種等も視野に入れつつ、総合的に人的基盤の強化について検討する必要がある」旨の指摘を行い、ヒヤリングまで行っておきながら、結局のところ、審議会での結論を先延ばしされたことに虚しさを禁じ得なかった。

司法制度改革審議会の中間報告では、第48ページ14行目から29行目において、「ウ 専門的知見を要する事件への対応強化」の項目を設け、“科学技術の革新、社会・経済関係の高度化、国際化に伴って、民事紛争のうちにも、その解決のために専門的知見を要する事件（知的財産権関係事件、医療過誤事件、建築瑕疵事件、労働関係事件）が、増加の一途を辿っている。これらの紛争に関わる民事訴訟においては、専門家の適切な協力を得なければ適正な判断を下すことが出来ないばかりか、往々にして手続の遅滞が生じ、そのことが一般事件の迅速・適正な解決を妨げることになる。また、裁判外紛争解決手続においても専門家の適切な関与が不可欠である。様々な形態における専門家の紛争解決手続への関与を確保し、充実した審理と迅速な手続をもって、これらの事件に対処することは、現代の民事司法の重要かつ喫緊の課題である。

とりわけ、知的財産権関係事件に対する訴訟の充実・迅速化は、各国とも知的財産をめぐる国際的戦略の一部であり、訴訟手続に関する制度的整備と併せて、裁判所の執務体制の整備・強化、専門化した裁判

官、弁護士等の人材の育成・強化など、知的財産権関係訴訟に関わる人的基盤の強化等をもって対応すべき課題である。”と述べて、正確な現状分析をされているにも拘わらず、弁理士に対する侵害訴訟代理権の付与についての踏み込んだ言及がない。

この司法制度改革審議会で結論を出さずに、誰が何処で結論を出すのかと糾したい。司法制度改革審議会は、21世紀の司法制度の在り方について、国民の利用し易さと国際的な国家戦略の見地から、大胆な提言をするところではないのか。

司法制度改革審議会は、平成13年7月に最終報告を出す予定と側聞する。問題解決の先送りをせずにはっきりと結論を示して頂きたい。

### Ⅲ. ～“弁理士には法律的思考 (Legal Mind) がない”とは言わせない！～

※ Legal Mind とは、法律を使って適切に問題を解決する能力を指す。

弁理士に侵害訴訟の代理権を与えるべきとの議論がなされるとき、必ず耳にするのが、“弁理士には法律的思考 (Legal Mind) があるのか”といった非礼な疑問の声である。

弁理士は技術と法律の専門家である。技術が分からなくて特許出願の明細書は書けないし、その後の権利取得までの特許庁審査官、審判官との遣り取り、更には、審決取消訴訟における訴訟代理人として訴状を作成し法廷に臨むとき、特許権取得後の当該特許権に基づく第三者との交渉、権利侵害有無の鑑定、侵害訴訟事件における補佐人として裁判に関与するとき等々の場合には、関係する法律の知識および法律的思考 (Legal Mind) なくしては職責を全うできない。

また、技術には国境がないことから弁理士の仕事は国際的である。様々な条約および関係国の法律を知悉し、国際的な法律的思考 (Legal Mind) なくしては職責を全うできない。

弁理士になるための資格取得試験をみても、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、条約が必須科目であるし、その他に選択科目が3科目ある。私は資格取得時は法文系であって憲法、刑法、国際私法を選択したので、法律的思考 (Legal Mind) について云々さ



れる謂われはないと自負している。

ところが理工系弁理士の多くは、理科系を選択している。しかしながら、そのことのみで“弁理士には法律的思考 (Legal Mind) があるのか”と問うのは、弁理士業務の深みを知らない己の無知を悔いるべきである。

特許法、実用新案法、意匠法、商標法は、今更言うまでもなく民法の特別法であり、弁理士資格取得を目指す志望者は、先ずは我が国の法体系の有り様を学び、憲法を独学又は大学で履修する。そして、特許法を始めとする条約を含めた関係五法を弁理士試験が突破できる程度に勉強するためには、民法、民事訴訟法、刑法等を含めた関連条文を洗い出して比較し、その違いを見極め、熟知しなければならない。

ちなみに、民法だけでも類似・関連規定は、第2条「外国人の権利能力」、第4条「未成年者の行為能力」、第5条「処分を許された財産」、第6条「営業が許された未成年者」、第8条「成年後見人」等々…178ヶ条に及ぶ。そして、民法第34条「公益法人の設立」の規定を商標法第7条で準用し、民法第719条「共同不法行為者の責任」の規定の特許法第65条第5項で準用している。また、民法第724条「損害賠償請求権の消滅時効」の規定の特許法第65条第5項で準用し、民法第958条「相続人搜索の公告」の規定の特許法76条で準用している。

また、民事訴訟法、民事執行法、民事保全法に関わる類似・関連規定は、第13条「専属管轄の場合の適用除外」、第23条「裁判官の除斥」、第24条「裁判官の忌避」、第25条「除斥又は忌避の裁判」、第26条「訴訟手続きの停止」等々…99ヶ条に及ぶ。そして、民訴法第5条第4項「財産権上の訴え等についての管轄」の規定の特許法第15条で準用し、民訴法第61条「訴訟費用の負担の原則」の規定の特許法第169条で準用している。数が多いので割愛するが、準用条文だけでも83ヶ条に及ぶ。

更に、弁理士と関わりのある工業所有権保護等に関する条約は、(1) 工業所有権の保護に関するパリ条約 (パリ条約)、(2) 特許協力条約 (PCT)、(3) 特許協力条約に基づく規則 (PCT 規則)、(4) 虚偽又は誤認

を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定 (マドリッド協定)、(5) 世界知的所有権機関を設立する条約 (WIPO)、(6) 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約 (ベルヌ条約)、(7) 特許手続き上の微生物の寄託の国際的承認に関するブタベスト条約 (BP 条約)、(8) 特許手続き上の微生物の寄託の国際的承認に関するブタベスト条約に基づく規則 (BP 規則)、(9) 国際特許分類に関する1971年3月24日のストラスブール協定 (ストラスブール協定)、(10) 標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する1957年6月15日のニース協定 (ニース協定)、(11) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)、(12) 商標法条約 (TLT)、(13) 商標法条約に基づく規則 (TLT 規則)、(14) 標章の国際登録に関する1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書、(15) 標章の国際登録に関する1891年4月14日のマドリッド協定及び同協定議定書共通規則 (共通規則)、(16) 国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約 (外国公務員贈賄防止条約) と多岐にわたる。

これらの条約はいずれも批准されており、弁理士は我が国の法律だけでなく、条約と憲法との関係、法律との関係を階層的に捉え、知識の習得と活用を図り、日本の産業興隆に寄与し、国際的活動を行っている。

まして、弁理士は資格取得試験に合格したのち、日本弁理士会が主催する約2ヶ月間に及ぶ研修を受講している。課目は民法概論、民事訴訟法、著作権法、不正競争防止法といった座学から始まり、判例研究、外国出願実務を含めた演習等も行っているし、既存の弁理士に対する実務研修も年間を通して繰り返し行われている。

而も、弁理士は侵害訴訟における訴訟補佐人としての80年に及ぶ実績と審決取消訴訟代理人としての60年に及ぶ実績がある。

このことよりすれば、弁理士は法律的思考 (Legal Mind) を備えるだけの知識の習得と研鑽を踏んでおり、知的財産権に関する侵害訴訟の代理権を単独で付与しても、制度を利用する国民の負託に応えることができるかと確信する。

司法制度改革審議会の中間報告や同審議会が弁護士会に対して行ったヒヤリングの様子がインターネット

その他を通じて公開されているが、弁理士に対しては“弁護士が訴訟代理人となっている事件に限って”代理権の付与を前向きに検討する意向のようである。

司法制度改革審議会が目指す改革の方向は、国民が利用しやすい司法制度の構築ではなかったのか。“弁護士と弁理士が2人揃って一人前”に等しい制度がホントに国民が利用しやすい司法と言えるのか。

国民は、裁判に要する弁護士と弁理士に対する費用を、常に二重払いさせられることになる。

弁理士は技術と法律の専門家である。而も技術に国境がないことから、国際的な活動を行っている。

これから益々知的財産権に関する国際紛争は多発する。そのようなとき、妥協の産物としか思えない“弁護士と弁理士が2人揃って一人前”の制度を構築して良いのであろうか。

#### Ⅳ. ～「信頼性の高い能力担保措置」は、どのように制度設計すべきか！～

政府の司法制度改革審議会が平成13年6月12日付で公表した『司法制度改革審議会意見書』では、弁理士に対し侵害訴訟代理権を付与すべきことを提言している。ただし、侵害訴訟代理権の付与は、(1) 弁護士が受任している事件に限ること、(2) 信頼性の高い能力担保措置を講じた上であること、の条件が付されている。

いま、日本弁理士会では、上記の条件のうち、(2) 信頼性の高い能力担保措置を講じた上であること、をどのように解釈し、具体的な制度設計を弁理士法に組み込むかで、意見が真ッ二つに割れていることを、会員の多くは知らないのではないかと危惧が持たれる。

日本弁理士会の執行部の多数意見、というよりも殆ど固まった意見は、“信頼性の高い能力担保措置を講じた上で”とは、すべての弁理士に研修・試験を実施して侵害訴訟代理権を付与することは現実的でないから、侵害訴訟の代理権を希望する者に限って、日本弁理士会が行う60時間程度の研修を受講させ、そのあと、国（特許庁）が効果確認試験を行うという図式を描いている。

この考え方は、日本弁理士会の独自の発想ではなく、特許庁が平成13年6月18日付で公表した『これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会』の報告書で示された内容そのものであるが、そのような制度設計で本当に良いのかとの疑問を抱かずにはいられない。

#### 疑問その1

『これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会』の報告書14頁には「求められている能力担保措置は、特許権等侵害訴訟における訴訟代理権の取得に意欲を有する弁理士を対象とし、研修及び効果確認を主たる目的とする試験で構成すべきである。…(中略)…試験は、研修を終了した者に対し、国が実施するものとし、(以下、省略)」と記載されている。

しかしながら、いま、社会から喫緊に求められているのは、絶対的な不足が指摘されている知的財産の紛争処理に対する人的インフラの整備であり、そのための隣接法律専門職種である弁理士の活用である。

現実には訴訟活動（紛争に関する相談、交渉等）に関わっている弁理士を、如何に素早く侵害訴訟代理人として供給するかは制度設計である。

残念ながら、司法制度改革審議会の意見書では、弁理士に対する単独による侵害訴訟代理権の付与は認めていない。弁護士が受任する事件に限って侵害訴訟代理人となることを認めているに過ぎない。

これは、弁理士を単独で侵害訴訟代理人とさせるには心許ないから、弁護士との共同受任形態を描いてのことであろう。

そうであるならば、現実には訴訟活動及び訴訟の予備的活動に関わっている弁理士に対し、60～100時間もの研修をさせ、しかる後、効果確認のための試験を国が行うことが本当に必要なのであろうか。大いに疑問である。

弁理士は、80年に及ぶ補佐人としての実績、60年に及ぶ審決取消訴訟の代理人としての実績がある。そのことを踏まえるなら、日本弁理士会がしっかりとした研修システムを構築し、会員に受講させることで十分であろう。研修に要する時間数は、せいぜい30時間が限度である。でなければ、現実には必要とされる弁理士の多くが、物理的事情（時間的制約）から受講できない制度を構築することになる。

## 疑問その2

信頼性の高い能力担保措置は、“研修の骨格を国が定め、国が試験を行わなければ、”本当に保てないのであろうか。

新弁理士法第56条では、弁理士の職域に鑑み、日本弁理士会の正副会長会が会員の指導、連絡に加えて監督の義務が課せられた。

したがって、新たに加わる侵害訴訟代理に関する業務が社会の要請に的確に応えられるよう、日本弁理士会が自らの意思で、そのための研修体制の確立を行うことが肝要である。

「信頼性の高い能力担保措置」とは、正にそのことを指している、と私は理解している。

司法制度改革審議会の意見書では、特許庁が公表した『これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会』の報告書14頁に見られるような、「研修の骨格等は、国が定めるべきである。」と要求している訳ではないし、まして「…試験は、研修を終了した者に対し、国が実施するものとし、(以下、省略)」を要求していることでもない、と信じている。

国が行わなければ信頼性の高い能力担保措置が構築できない、との考えは、行財政改革における“規制を緩和し競争原理を働かせ自己責任の社会を構築する”政府の方針に逆行するだけでなく、新弁理士法第56条の規定を空文化させるものである。日本弁理士会の自立・自治といったものを全く認めないに等しい。

行財政改革の目指す今後の国の在り方は、“国が前面に押し出るのはなく、その制度が定着するまでの間、後方から支える姿に変えて行く”ことではなかったのか。

## 疑問その3

いま、進められている侵害訴訟代理を行うための信頼性の高い能力担保措置についての制度設計は、弁理士の中に資格内資格を創設することであり、また、それを将来とも存続させることであり、到底容認できることではない。

難関の弁理士試験に合格したのち、侵害訴訟代理を行うための新たな研修と試験が待っているということであれば、弁理士志望者に過度の負担を強いることになり、有能な若い人材が弁理士への魅力を失い、受験しなくなる虞があるし、国民の目からすれば、同じ弁理士でありながら侵害訴訟代理を行える弁理士と行え

ない弁理士が存在することとなり、却って紛らわしい制度となる。

繰り返しになるが、いま、社会から喫緊に求められているのは、絶対的な不足が指摘されている知的財産分野での紛争処理に対する人的インフラの整備であり、そのための隣接法律専門職種である弁理士の活用である。

実際に訴訟活動(補佐人、審決取消訴訟代理人)及び訴訟の予備的活動(紛争に関する相談、交渉等)に関わっている弁理士を、如何に素早く侵害訴訟代理人として供給するかの制度設計である。

この制度設計の段階になれば、省庁間及び士業間での激しい軋轢が再燃するのは目に見えている。その軋轢のために、妥協の産物としか思えない資格内資格を創設するような愚を犯して良いのであろうか。

それよりも何よりも、侵害訴訟代理のための資格内資格の創設は、社会が求める隣接法律専門職種である弁理士の活用を、誤った方向に導くものと思えてならない。

## V. ～「単独侵害訴訟代理」への夢を捨てるな!～

我々は、自由民主党の司法制度調査会で司法制度改革が議論され、特に知的財産権に関する裁判のあり方に議論が及んだとき、永年にわたる補佐人・審決取消訴訟代理人の立場から、信ずるところの意見を陳述してきた。

知的財産に関する権利の創生、権利の設定、権利の活用、紛争の処理といった「知的創造サイクル」を円滑に動かすには、これらに最初から深い関わりを持つ弁理士が一貫して関与することが、効率性、利便性、専門性の観点から望ましい姿であることは間違いない。

それが故、弁護士との共同受任・共同出廷という、政治的な妥協の産物でしかない歪んだ制度を引きずり続けることは、国際的観点からも恥ずべき姿であるし、制度を利用する国民にとっても不幸なことである。

弁理士会が「単独侵害訴訟代理」の獲得へ向けて活動することは、当然であり、これを禁ずることはできないし、許されることではない。

いま弁理士会に求められるのは、確固たる信念に基づき、「単独侵害訴訟代理」の獲得へ向けた活動を継

続することである。

## 第8話 平成17年4月(2005年)

### ～特許裁判所(知的財産高等裁判所)の創設について～

第6話で、“～特許庁の「独立行政法人化」(エイジェンシー)の動きについて～”を記した。その問題が勃発したのは平成9年10月のことであったが、私ども日本弁理士政治連盟は、弁理士会同意のもと、「知的財産権省」構想を対案として掲げて反対運動を展開した。

時を同じくして、司法制度改革の動きもあり、私どもは“特許裁判の迅速化”も問題提起した。

特許庁の「独立行政法人化」(エイジェンシー)の動きに対しては、特許庁を核とした関係5団体が極めて冷ややかな反応を示したため、孤軍奮闘せざるを得なかったが、“特許裁判の迅速化”に関しては、関係5団体に対し、きめ細やかな活動を展開し、同じ轍を踏まないようにした。

平成10年3月5日付で、自由民主党司法制度特別調査会の保岡興治会長に対し、『裁判の迅速化』に関する意見書(田中正治弁理士会会長)を提出した。意見書の内容は以下のとおりである。

### 【結論】

特許等の工業所有権の分野に関連する裁判に関しては、これらを専門に扱う特許裁判所を設立することが、「裁判の迅速化」への最善の対策である。

### 【理由】

(1) 技術立国を目指す我が国においては、特許制度による新技術の適切な保護は最も重要である。我が国では、特許権による適切な保護に向けて、特許制度の整備が着実に進められてきている。

特許制度の目的を十分に達成するためには、権利行使のツールである裁判のあり方は重要である。特許侵害訴訟は、法律及び技術の両面について十分な理解と経験に裏付けられた的確な判断が迅速に為されることが求められる。

新民事訴訟法の運用でも相当程度の成果が期待できるとしても、特許裁判所に勝るものではない。

(2) 国際的な状況を見ると、米国では、「プロパテント」政策を掲げ、専門裁判所としてCAFC(連邦巡回区控訴裁判所)を設立することにより多大の成果

を挙げたことが伝えられており、これが、今日の発展に繋がったとの見解もある。

ヨーロッパでは、英国及びドイツには既に特許裁判所が存在している。また、韓国では、本年から特許裁判所が発足する運びとなっている。

(3) 我が国では、裁判の遅延その他の理由のために特許制度による権利保護が的確に行われず状況が生じているとすると、特許訴訟は外国で、といった風潮が生じることが懸念され、特許権に関して裁判の空洞化が生じるおそれがある。

これは、特許制度自体の崩壊にも繋がり兼ねない問題である。

(4) 現在、東南アジア諸国では、特許制度の整備が進んでいるが、我が国の制度とその運用は、これらの国に注目されていると考えられる。裁判も同様に考える必要がある。我が国の制度は、これらの国の模範となるような最も進んだものにすべきである。

私どもの意見書に呼応するように、産業界を代表する社団法人経済団体連合会、その他からも相次いで意見書が出され、特許裁判所創設の夢は膨らんでいった。

当初、全国6箇所にある高等裁判所を1箇所増やし、特許裁判所を7番目の高等裁判所として位置付けたいと願い、自民党の司法制度特別調査会の保岡興治会長に強く働き掛けていた。しかし、最高裁判所が難色を示し挫折に追い込まれるところであった。

平成17年(2005年)4月に、保岡興治会長の最終的な判断で、7番目の高等裁判所ではなく、東京高等裁判所の中に独立色が高い「知的財産高等裁判所」が創設された。ある意味妥協の産物と言えなくもないが、シンボリックな役割は十二分に果たせよう。

この「知的財産高等裁判所」は、司法制度改革の目玉の一つで、日本で唯一の専門裁判所。知的財産権の保護を重視する国策の一環でもある。全国すべての特許権等に関する民事訴訟の控訴審を管轄するほか、特許庁の審決に対する取り消し訴訟を専属的に管轄する。

企業の存亡がかかる訴訟も少なくないため、迅速な判断が求められる。そのため、各分野の技術専門家や

弁理士らを「専門委員」として配置し、万全を期している。

「知的財産高等裁判所」の創設から15年経つが、日本のシンボリックな裁判所として機能し、世界から信頼を得ているか、検証する時を迎えている。

## 第9話 《完結》 平成26年4月25日(2014年) 弁理士の使命について

平成26年4月25日(2014)、「弁理士法の一部改正」が国会で成立した。

特筆すべきことは、日本弁理士会の永年の願いであった「使命条項」が、弁理士法第1条に創設されたことである。また、「工業所有権」から「知的財産権」に変更されたことである。

内閣法制局の知人に言わせれば、法律の第1条を変更することは、憲法を改正するぐらいに難しく、重いこと、だそうだ。

平成25年より毎月のように開催された産業構造審議会知的財産分科会「弁理士制度小委員会」は、平成25年8月26日に第1回を開催し数次の開催を経て平成27年3月24日に最終報告書が取り纏められた。

改正の方向性は(1)弁理士の社会的使命の明確化(2)役員解任権の廃止(3)利益相反規定の見直し(4)弁理士業務の充実、①発明発掘等相談業務の明確化②水際手続き・ADR手続きの相談業務の明確化であった。

分科会の会長は三菱電機株式会社相談役の野間口有氏、小委員会の会長は一橋大学教授の相澤英孝氏、その他知財専門の大学教授、裁判官、弁護士、大企業の代表者、中小企業の代表者など13名が名を列ねた。日本弁理士会からは小島高城郎副会長と古谷史旺会長の二人とされた。

「使命条項」の創設は、弁理士会が60年の長きにわたり求め続けた懸案であり、その創設に当たっては、我が国だけでなく近隣の国々の範となり得る、時代の先を見据えた骨太の規定となることを求めた。

そのために、特許庁の総務部長、秘書課長とは連日喧々諤々の議論を重ね、時には意見が衝突し、怒鳴りあう場面も数知れなくあった。

野間口分科会長の勤務先にも小島副会長とともに二度、三度と出向き、我々の思いをお訴え申し上げたし、相澤英孝小委員長長の事務所にも、更には他の委員の方々の大学、会社にも通い続けて理解と協力を求めた。

日本弁護士連合会の弁護士は、会議の席上でも知的財産の専門家は、弁理士だけでなく弁護士も専門家だと言って憚らなかったし、日本弁護士連合会に出向いて相対した時も一歩も譲ろうとはしなかった。

今でも当時のことを思い出すと腹立たしくなるが、激しやすい私に比べ小島副会長は、常に沈着冷静に意見を述べられており、彼の足元にも及ばないことを幾度となく思い知らされた。頼もしき信頼すべき友である。

それにつけても、ときの羽藤英雄特許庁長官が「使命条項」の創設に深い理解を示して下さり、また、あれほど意見を戦わせた中尾泰久総務部長と米田健三秘書課長とが、我々が期待した以上の骨太な「使命条項」原案をお作り頂いたことに深甚なる謝意を申し上げたいと思う。

### \*旧弁理士法

#### 第1条(弁理士法の目的)

“この法律は、弁理士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、工業所有権の適正な保護及び利用の促進等に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを目的とする。”

### \*新弁理士法

#### 第1条(弁理士の使命)

弁理士は、知的財産に関する専門家として、知的財産権の適正な保護及び利用の促進、その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする。

その中で「知的財産」とは、(平成14年法律第122号)第2条第1項『知的財産基本法』で規定する用語、および「知的財産権」とは、同法第2条第2項で規定する用語と、それぞれ同義であることが明記された。

### \*〔知的財産基本法〕

#### 第2条 第1項

この法律で、「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。)、商標、商号その他の事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

## 同条 第2項

この法律で、「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権、その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

この「使命条項」の奥行きの高さと広がりを我がもののできるか否かは、1万人弁理士の一人ひとりの研鑽と実績にかかっている。

これらが弁理士法第4条の業務に取り込められるよう一層の精進が期待される。

### 弁理士の徽章（バッジ）について

弁理士の徽章（バッジ）は、今から遡ること81年前の、昭和9年（1934）に弁理士会の臨時総会で議決され、昭和13年（1938）から使用している。

徽章の縁取りに使われている菊花は16枚、これは皇室の菊花紋章の数と同数。菊は「正義」を表し、中央の五三桐は「国家の繁栄」を表す由緒あるもの。

当時、内務省令で、皇室と同一又は類似の紋章その他の使用は禁止されていたが、弁理士の徽章は、弁理士の果たすべき使命に鑑み、特に認められたとの記述

が残っている。

私が知る限りでは、弁護士は、10人中8人が弁護士バッジを着用しているが、それに対し、弁理士は、弁理士バッジの着用者が10人中2人に過ぎない。

この差は、一体、何故であろうか？ 弁理士には、弁理士としての「使命」と「職責」、そして何よりも「誇り」が欠落しているのではないか？

（会令第10号）『弁理士記章及び略称規則』第2条には「弁理士である会員は、弁理士の業務を行う場合には、この記章を着用しなければならない。」規定されている。

弁理士徽章を着用していると、二つの効果がある。

一つには、弁理士であることを常に意識させ、行動にブレーキ（自制）が掛かる、ということ。

二つには、弁理士としての「使命」と「職責」、そして何よりも「誇り」をもった行動が取れるようになる、ということ。

弁理士徽章（バッジ）を常に着用して欲しいものだ。

以上

（原稿受領 2021.2.8）